

明石市告示第45号

平成27年(2015年)3月2日

明石市長 泉 房 穂



街区の区域の変更について

次のとおり既存の街区の区域を変更するので、明石市住居表示に関する条例（昭和39年6月17日条例第51号）第2条の規定により告示する。

記

1 街区の区域の変更及び新設

別図1の北王子町13街区の区域を、別図2に示すとおり変更し、同図に示すとおり、14街区を新設する。

2 実施する期日

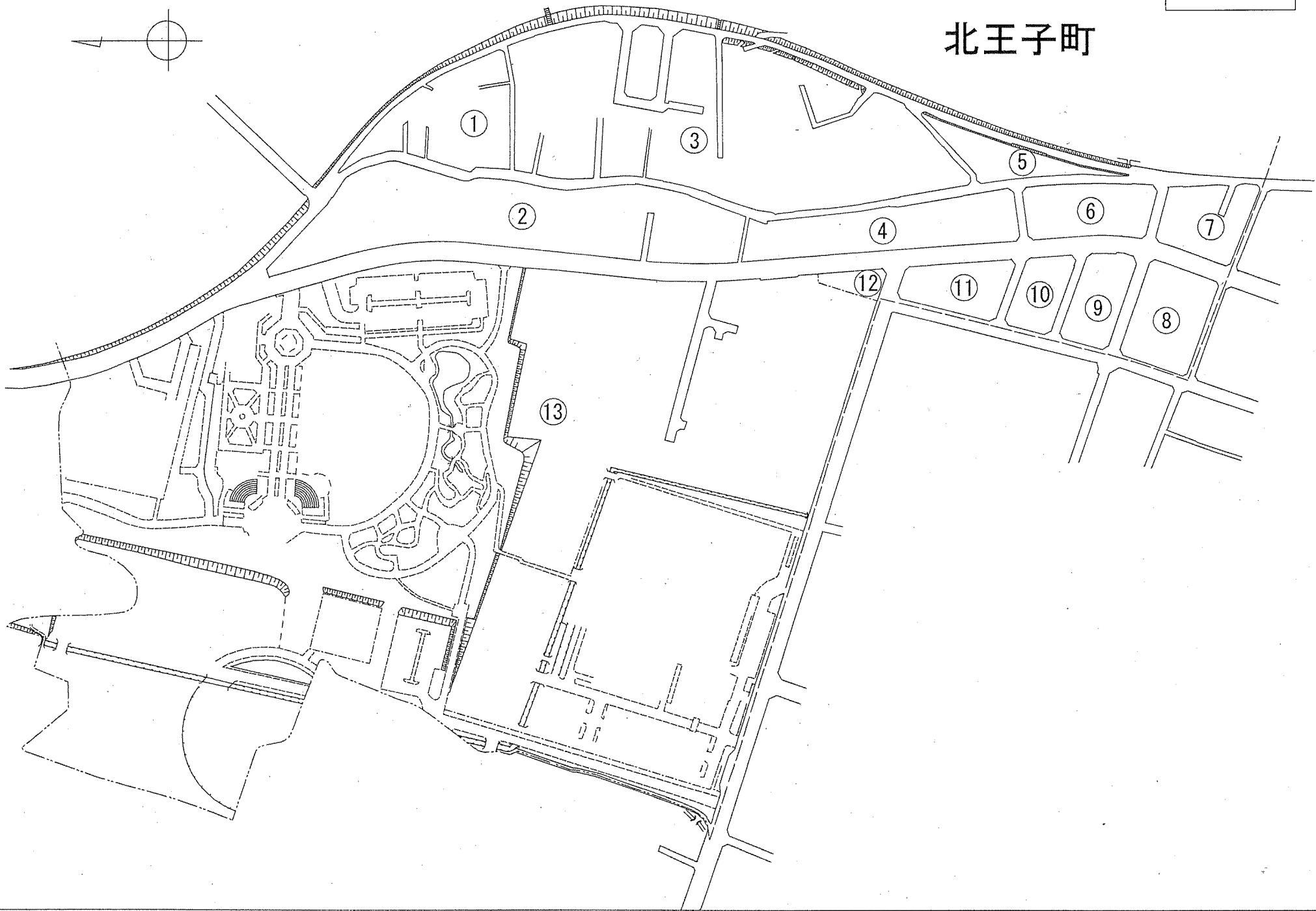
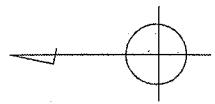
平成27年3月2日

3 住居番号について

実施期日において、変更する街区内に既に存在する建物の住居番号は変更しない。

平成27年3月16日

北王子町



北王子町

